

神労基発 0427 第 3 号

令和 4 年 4 月 27 日

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会 会長 殿

神奈川労働局労働基準部長

「化学設備等定期自主検査指針」における目視検査の取り扱いについて」の
一部改正について

平素から労働行政の推進に格別のご理解を賜り感謝申し上げます。

令和 3 年 10 月 22 日付け神労基発 1022 第 6 号「化学設備等定期自主検査指針」における目視検査の取り扱いについて（以下、「目視検査通達」という。）により、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 276 条で定めている化学設備の定期自主検査におけるドローンの使用に係る取り扱いについて示したところです。

今般、目視検査通達記の 4（2）に示す「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」が改訂されるとともに、ガイドラインを踏まえ定期自主検査のためのマニュアル及び事例集を作成したことから、目視検査通達の一部を下記のとおり改正するのでご了知いただくとともに傘下会員及び関係者に対して周知いただきたくお願い申し上げます。

なお、ガイドライン、マニュアル及び事例集は厚生労働省のホームページでも公開していること（令和 4 年 4 月 20 日付けプレスリリース）、また、ガイドライン改訂やマニュアル・事例集作成の際には関係省庁及び関係業界の協力を得たことを申し添えます。

記

令和 3 年 9 月 28 日付け基安化発 0928 第 1 号「化学設備等定期自主検査指針」における目視検査の取り扱いについて」の記の 4（2）を次のように改正する。

(2) ドローンを安全に活用・運用するための仕様や使用条件に関しては、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」(2019年3月石油コンビナート等災害防止3省連絡会議作成、2022年4月改訂)を参考とすること。

また、このガイドラインを踏まえ、厚生労働省では次のア及びイを作成したので、併せて参考とすること。

ア 化学設備等の定期自主検査におけるドローン導入マニュアル ～「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver3.0」の実践～

・「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」に従い、労働安全衛生規則第276条の規定による化学設備等の定期自主検査において、目視検査をドローン等により撮影された画像により代替する場合の留意事項等を示したマニュアル。

イ プラント設備等におけるドローンを活用した点検事例集

・ドローン等を活用した化学設備等の定期自主検査等の事例集。